

令和2年那審第16号

裁 決
漁船A漁船B衝突事件

受 審 人 a
職 名 A船長
操縦免許 小型船舶操縦士

受 審 人 b
職 名 B船長
操縦免許 小型船舶操縦士

本件について、当海難審判所は、理事官山本哲也出席のうえ審理し、次のとおり裁決する。

主 文

受審人 a の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。
受審人 b を戒告する。

理 由

(海難の事実)

1 事件発生年月日時刻及び場所

令和2年2月8日05時30分

沖縄県波照間島南方沖合

2 船舶の要目

船 種 船 名 漁船A 漁船B

総 ト ン 数	9.7トン	9.7トン
登 録 長	15.60メートル	11.97メートル
機 関 の 種 類	ディーゼル機関	ディーゼル機関
出 力	470キロワット	324キロワット

3 事実の経過

Aは、船体中央部に操舵室を配し、同室前方には船室があり、操舵室前面に左舷側から、潮流計、測深器、GPSプロッター、レーダー及び魚群探知機を、同室左舷側にレーダー及びGPSプロッターを、測深器の後方に舵輪及び椅子をそれぞれ備えた、まぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、a受審人ほか甲板員1人及びインドネシア共和国籍の漁業研修生2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、令和2年2月6日15時00分沖縄県石垣港を発し、波照間島南西方沖合17海里の漁場に向かった。

a受審人は、前示漁場に到着して操業を行った後、漁場を移動することとし、翌々8日01時30分波照間島灯台から205度（真方位、以下同じ。）36.9海里となる北緯23度30分東経123度30分の地点（以下「基点」という。）から007度15.3海里の地点で、針路を129度に定めて自動操舵とし、4.4ノットの速力（対地速力、以下同じ。）で進行した。

a受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、2台のレーダーを3海里レンジ及び6海里レンジとして作動させ、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、04時30分基点から060度14.0海里の地点に至ったとき、周囲に他船を見かけなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、甲板上に出てタバコを吸って缶コーヒーを飲んだことから、これで居眠りに陥ることはないと思い、甲板員と当直を交代する

など、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった。

a 受審人は、同じ姿勢で当直を続けているうち、いつしか居眠りに陥り、05時20分基点から073度15.7海里の地点に達したとき、右舷船首49度1.0海里のところをBの白、紅2灯を視認することができ、その後同船が前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、居眠りに陥っていたので、このことに気付かず、Bの進路を避けることなく続航し、05時30分基点から076度16.0海里の地点において、Aは、原針路及び原速力のまま、その右舷中央部にBの船首が後方から84度の角度で衝突した。

当時、天候は曇りで風力4の北風が吹き、視界は良好であった。

また、Bは、船体中央部に操舵室を配し、同室後方には船室があり、操舵室中央に舵輪及び機関操作レバーを、同室後部にGPSプロッター及びレーダーをそれぞれ備えた、まぐろはえ縄漁業に従事するFRP製漁船で、b受審人及びインドネシア共和国籍の漁業研修生2人が乗り組み、操業の目的で、船首0.5メートル船尾1.2メートルの喫水をもって、2月4日18時00分石垣港を発し、波照間島南西方沖合35海里の漁場に向かった。

b受審人は、前示漁場に到着して操業を行った後、帰途に就くこととし、越えて7日22時50分基点から198度18.1海里の地点で、針路を045度に定めて自動操舵とし、4.5ノットの速力で進行した。

b受審人は、航行中の動力船の灯火を表示し、レーダーを6海里レンジとして作動させ、舵輪後方の操舵室両舷に渡した板に腰掛けて単独で当直に当たり、翌8日05時15分基点から078度15.1海里の地点に至ったとき、レーダーを一見したところ周囲に他船を見か

けなかったことから、気が緩んで眠気を催したが、強い眠気でなかったため、居眠りに陥ることはないと思ひ、漁業研修生と2人当直体制にするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかつた。

こうして、b受審人は、同じ姿勢で当直を続けているうち、いつしか居眠りに陥り、05時20分基点から077度15.5海里の地点に達したとき、左舷船首47度1.0海里ところにAの白、緑2灯を視認することができ、その後同船が前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近する状況であったものの、居眠りに陥っていたので、このことに気付かず、Aに対して警告信号を行うことも、間近に接近しても衝突を避けるための協力動作をとることもなく続航し、Bは、原針路及び原速力のまま、前示のとおり衝突した。

衝突の結果、Aは、右舷中央部に、Bは、船首部にそれぞれ破口を生じたが、のち両船とも修理された。

(航法の適用)

本件は、夜間、波照間島南方沖合において、東行するAと北上するBとが衝突したもので、衝突地点付近は特別法である港則法及び海上交通安全法の適用がないことから、一般法である海上衝突予防法が適用される。

両船は、夜間、航行中の動力船の灯火を表示して互いに視野の内にあり、互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近したもので、付近には航行の支障となる障害物や他船は存在せず、衝突のおそれが生じた後、両船がそれぞれ衝突を避けるための動作をとる十分な時間的、距離的余裕があったと認められることから、本件は、海上衝突予防法第15条の横切り船の航法によって律するのが相当である。

(原因及び受審人の行為)

本件衝突は、夜間、波照間島南方沖合において、両船が互いに進路を横切り衝突のおそれがある態勢で接近した際、東行するAが、居眠り運航の防止措置が不十分で、前路を左方に横切るBの進路を避けなかったことによって発生したが、北上するBが、居眠り運航の防止措置が不十分で、警告信号を行わず、衝突を避けるための協力動作をとらなかったことも一因をなすものである。

a 受審人は、夜間、波照間島南方沖合において、椅子に腰掛けた姿勢で操船に当たり、次の漁場に向けて東行中、眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、甲板員と当直を交代するなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、甲板上に出てタバコを吸って缶コーヒーを飲んだことから、これで居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分にとらなかった職務上の過失により、同じ姿勢を続けて居眠りに陥り、前路を左方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するBに気付かず、その進路を避けることなく進行して同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のa受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第2号を適用して同人の小型船舶操縦士の業務を1箇月停止する。

b 受審人は、夜間、波照間島南方沖合において、操舵室両舷に渡した板に腰掛けた姿勢で操船に当たり、石垣港に向けて北上中、眠気を催した場合、同じ姿勢で操船を続けると居眠りに陥るおそれがあったから、漁業研修生と2人当直体制にするなど、居眠り運航の防止措置を十分にとるべき注意義務があった。しかるに、同人は、強い眠気ではなかったので、居眠りに陥ることはないと思い、居眠り運航の防止措置を十分に

とらなかった職務上の過失により、同じ姿勢を続けて居眠りに陥り、前路を右方に横切り衝突のおそれがある態勢で接近するAに気付かず、警告信号を行うことも、衝突を避けるための協力動作をとることもなく進行して同船との衝突を招き、A及びB両船に損傷を生じさせるに至った。

以上のb受審人の行為に対しては、海難審判法第3条の規定により、同法第4条第1項第3号を適用して同人を戒告する。

よって主文のとおり裁決する。

令和3年4月13日

門司地方海難審判所那覇支所

審判官 大北直明